

ZEH建築事業者支援事業補助金に関するQ&A

【分野】	-----	ページ
1	補助事業全般に関すること	----- 1
2	補助対象者に関すること	----- 2
3	対象住宅に関すること	----- 4
4	事務手続き、提出書類に関すること	----- 1 1

【1 補助事業全般に関すること】

Q 1 この補助事業の目的は。

A 1 地球温暖化対策において、県が公表した「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」における2030年までの温室効果ガス削減目標と達成に向け、家庭部門での二酸化炭素排出削減を促進するとともに、中小企業等の経営改善を図るための事業です。

Q 2 補助金の問合せ・書類提出先は。

A 2 本補助金の問合せ先、書類提出先は「一般財団法人ふくしま建築住宅センター」（以下、「センター」という。）です。

【問合せ先】

〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター 4階
電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160
E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp

【補助交付申請書の提出先】

一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部
〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター 4階
電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160
E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp

【完了実績報告書の書類提出先】

下記の最寄りのセンター事務所

事業所名	住所	連絡先
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1階	024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	0242-38-3611

※交付申請書の提出先と、完了実績報告書の提出先が異なります。

【2 補助対象者に関すること】

Q 3 この補助事業の対象となる者は。

A 3 次の要件を満たす個人が対象となります。

- ① 中小企業等である者
- ② 建設業法第3条に規定する建設業の許可を得ている者
- ③ 県税について滞納がない者
- ④ 対象住宅の完成後、一定期間、県民等を対象として対象住宅に係る内覧会等を実施する者

Q 4 どのような企業が中小企業等に該当するか。

A 4 中小企業等とは、県内に事業所を有する事業者のうち、以下の要件を満たす事業者をいいます。

中小企業等の定義

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「小売業」	5千万円以下	50人以下
④「その他の業種(①～③を除く)」	5千万円以下	100人以下

- 1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

Q 5 補助対象者は法人のみか。個人事業主は対象とならないのか。

A 5 中小企業等の要件を満たす場合、個人事業主も対象となります。

Q 6 国補助金を受けている場合、この補助も併せて受けられるのか。

A 6 国補助金との併用関係は次のとおりです。

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
すまいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	○
地域型住宅グリーン化事業	○
こどもみらい住宅支援事業	○

また、建築主がネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業補助金を受給している場合でも、事業者が本補助金を申請することができます。

【3 対象住宅に関すること】

Q 7 対象住宅とは何か。

A 7 交付対象者が建設する住宅（以下、「対象住宅」という。）は、県内において新築するZ E H又はZ E Hモデル住宅であって、次の要件を全て満たす住宅です。

- ① 令和4年4月1日以降に締結した工事請負契約により建設するもの。
ただし、請負契約によらずに新築する住宅の場合は、令和4年4月1日以降に建築基準法に基づく確認済証の交付を受けたもの（同法に基づく建築確認を要しない建築物である場合は、別に定める）
- ② 経済産業省が実施する令和4年度ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業において、一般社団法人環境共生イニシアティブ（以下、「S I I」という。）に登録されたZ E Hビルダーが建設するもの、又はZ E Hプランナーが設計者であるもの。
- ③ 補助金交付申請時点で完成していないもの
- ④ 原則、補助金交付申請年度中に完成予定のもの
- ⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定する土砂災害特別警戒区域内に新築するものでないもの。

Q 8 Z E Hとは何か。

A 8 Z E Hとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのことであり、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」のことをいいます。

本補助金では、建築物省エネルギー性能表示制度におけるB E L S評価機関からZ E Hマークの交付を受けた一戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も含む。）で、次に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- ① 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。
- ② 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

- ③ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

Q 9 ZEHモデル住宅とは何か。

A 9 ZEHモデル住宅とは、ZEHの販売促進を目的として建築された展示用住宅であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① BELS評価機関からZEBマークの交付を受けた建築物であり、設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギー除く）し、かつ基準一次エネルギー消費量から100%以上削減（再生可能エネルギー含む）された建築物であること。
- ② ZEHと同等以上の性能を有することが確認できる建築物。

Q 10 ZEHと同等以上の性能を有することが確認できる建築物とは何か。

A 10 ZEHモデル住宅のうち、ZEBマークの交付を受けていないものの、設計書その他の資料からZEHと同等以上の性能を有することが確認できるものをいいます。

ただし、必要な性能基準については、別途定めます。

Q 11 展示用住宅は補助対象となるか。

A 11 要領に定めるZEHモデル住宅の要件を満たしている場合、補助対象となります。

Q 12 建売住宅等で、建築主が建設事業者である場合、補助対象となるか。

A 12 補助対象となります。その場合、対象住宅の確認済証の交付日が令和4年4月1日以降である必要があります。

また、提出書類も一部異なりますので、御確認ください。

Q 13 交付申請者はZEHビルダー／プランナーでなくてはならないのか。

A 1 3 対象住宅の設計者がZ E Hビルダー／プランナーである場合、交付申請者がZ E Hビルダー／プランナーである必要はありません。

Q 1 4 N e a r l y Z E HやZ E H O r i e n t e dは補助対象となるか。

A 1 4 本補助金の補助対象となるのはZ E Hのみのため、N e a r l y Z E HやZ E H O r i e n t e dは補助対象となりません。

Q 1 5 N e a r l y Z E H、Z E H O r i e n t e dとは何か。

A 1 5 N e a r l y Z E Hとは、「Z E Hを見据えた先進住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅のことであり、次の要件を満たす住宅」であり、次の要件を満たす住宅をいいます。

- ① Z E H強化外皮基準を満たしていること。
- ② 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。
- ③ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- ④ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満削減されていること。

また、Z E H O r i e n t e dとは、「Z E Hを指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅（都市部狭小地に建築された住宅に限る）」であり、次に掲げる要件を満たす住宅をいいます。

- ① Z E H強化外皮基準を満たしていること。
- ② 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

Q 1 6 対象住宅の完成とは、どの時期を指すのか。

A 1 6 対象住宅の完成とは、当該住宅に関する住宅の検査済証（建築基準法

第7条又は第7条の2に定めるもの)又は瑕疵担保履行法付保険証書(建築確認が不要な住宅に限る。)の交付を受けた時期をいいます。

Q 1 7 現在、ZEH住宅の建築工事をしているが、補助の対象となるか。

A 1 7 対象住宅の工事請負契約が令和4年4月1日以降であり、交付申請時点で完成していなければ、補助対象となります。

Q 1 8 いつまでに対象住宅を完成させればよいか。

A 1 8 原則、事業完了(対象住宅を完成させた)後、令和5年3月15日までに、完了実績報告書をセンターに提出する必要があります。

Q 1 9 アパートやマンションは対象となるか。

A 1 9 対象となりません。また、長屋も対象になりません。

Q 2 0 店舗との併用住宅は対象住宅になるか。

A 2 0 併用住宅も対象住宅になります。ただし、住宅の用途に供する部分の床面積が、建築物全体の延べ面積の1/2以上である必要があります。

Q 2 1 増築・改築は対象となるか。

A 2 1 対象となりません。また既存住宅を別敷地へ移転する場合も対象となりません。ただし、住宅1棟全てを解体し改築する場合は、住宅1棟の新築となるため申請が可能です。

Q 2 2 Z E H + は補助対象となるか。

A 2 2 補助対象となります。

【 4 事務手続き、提出書類に関すること】

Q 2 3 補助事業への応募期限は。

A 2 3 令和 5 年 2 月 2 8 日まで交付申請書と添付書類を併せて提出してください。

提出する書類は、補助事業の決定のため必要となりますので、期限内の提出をお願いします。

Q 2 4 申請の受付は先着順ですか。

A 2 4 受付は先着順です。ただし、書類に不備があった場合、申請の受付とはなりませんので、よく御確認のうえ提出してください。

Q 2 5 申請をすれば、必ず補助が受けられるのか。

A 2 5 申請総額が予算額を上回った日（予算超過日）に複数の申請があった場合、抽選により交付対象者を決定しますので、申請をすれば必ず補助が受けられるわけではありません。

Q 2 6 申請者が個人事業主である場合、住民票にマイナンバーを表記する必要はあるか。

A 2 6 マイナンバー表記のない住民票を提出してください。

Q 2 7 提出する契約書（写し）はどのようなものでもよいのか

A 2 7 契約書に記載された、受注者名は、申請者と同じでなければなりません

ん。

契約書により、契約締結日のほか、印紙（割印）、当事者の所在地及び氏名又は名称、当事者の押印、補助対象住宅の物件名等を確認します。

Q 2 8 センターへの申請書類の押印は必要か。

A 2 8 不要です。

ただし、交付申請時の添付書類である「建築士による「住宅立地地域」に関する確認書」及び完了実績報告時の添付書類である「建築士によるZEH工事内容確認書」については、建築士の押印が必要となります。

また、交付申請者の添付書類である「内覧会実施同意書」には建築主の署名が必要となります。

Q 2 9 申請書を直接センターへ持参することは可能ですか。

A 2 9 可能です。

Q 3 0 交付決定後に、当初の完了予定日までに事業が完了しない見通しとなった場合、どうすればよいですか。

A 3 0 速やかにセンターまでご相談ください。

例えば、以下に掲げるような事情等が交付決定後に生じ、完了予定日が翌年度となる見通しとなる場合には、別途手続きを要することがあります。

- ① 隣家等との調整（工事に伴う騒音・振動、日照の制約、工事用資材等の運搬路の確保等）に不測の日数を要した場合
- ② 自己都合によらない設計変更があった場合
- ③ 建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要した場合
- ④ 工事の施工に伴い明らかになった状況変化（土質、地盤等）があった場合
- ⑤ 豪雨、豪雪等が発生した場合
- ⑥ 資材の入手難、特注品の納期延期があった場合
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響による工程遅延等があった場合

Q 3 1 交付申請から交付決定まで、どれくらいの期間を要するか。

A 3 1 速やかに交付決定の手続きを行いますが、交付申請書類に不備や補正等を要する場合は交付申請書の受理ができませんので、申請者は速やかな不備・補正等の対応をお願いします。

Q 3 2 県税に未納がないことの証明書はどうやって手に入れるのか。

A 3 2 納税証明書は各地方振興局県税部で交付しています。
証明事項は「県税に未納（課税）がないこと」を選択してください。

地方振興局一覧

県税の窓口	所在地	連絡先
県北地方振興局 県税部	福島市杉妻町 2-16 (県庁北庁舎 4 F)	024-521-2680
県中地方振興局 県税部	郡山市麓山 1-1-1 (郡山合同庁舎内)	024-935-1235
県南地方振興局 県税部	白河市昭和町 269 (白河警察署の近く)	0248-23-1512
会津地方振興局 県税部	会津若松市追手町 7-5 (会津若松合同庁舎内)	0242-29-5235
南会津地方振興局 県税部	南会津町田島字根小屋甲 4277-1 (旧南会津郡役所)	0241-62-5212
相双地方振興局 県税部	南相馬市原町区錦町 1-30 (南相馬合同庁舎内)	0244-26-1123
いわき地方振興局 県税部	いわき市平字梅本 15 (いわき合同庁舎内)	0246-24-6024

Q 3 3 福島県からの課税がなかったため、納税していない。この場合、県税の納税証明書の提出は必要か。

A 3 3 課税がなかった場合も納税証明書の提出は必要です。課税がある場合と同様に、証明事項は「県税に未納（課税）がないこと」を選択してください。

Q 3 4 都道府県民税の所得割額を確認するための所得・課税証明書はどうやって入手すればよいのか。

A 3 4 所得・課税証明書は各市町村から発行されます。申請場所や必要書類等は市町村によって異なりますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

Q 3 5 債権者登録（変更）申請書はどうやって入手すれば良いのか。

A 3 5 福島県のHPからダウンロードできます。

<<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/saikensya.html>>

Q 3 6 変更によりZ E HのB E L S評価書の変更手続きを行ったが、完了実績報告書に添付するZ E Hの評価書は変更後のもののみでよいか。

A 3 6 変更後のB E L S評価書を提出してください。

Q 3 7 提出する法人登記事項証明書、住民票、納税証明書の有効期間はいつまでか。

A 3 7 法人登記事項証明書、住民票、納税証明書は、交付申請書の提出日3か月前までの原本を提出してください。

Q 3 8 建売住宅の場合も内覧会等の実施は必要か。

A 3 8 建築主が建設事業者である場合（建売住宅等）も、内覧会等の実施が必要です。ただし、この場合は内覧会実施同意書の提出は不要です。

Q 3 9 内覧会等はどのようなものを開催すればよいか。

A 3 9 内覧会等は次の要件を満たす必要があります。ただし、内覧会という名称でなくても可能です。（「〇〇見学会」、「〇〇展示会」等）

① 県民等を対象として、広く参加者を募集すること

※ 建築主のみを対象とした内覧会は不可

※ 感染症予防のため、事前予約制とするなど、募集人数や参加方法に

条件を設けることは可能

- ② 3日以上開催すること
- ③ 当該住宅がZEHであること及びZEHのメリット等を積極的にPRすること

Q40 内覧会等の参加者がいなかった場合も、補助金の交付を受けられるか。

A40 適切に広報を行い、適当な期間にわたって参加者を募集したにも関わらず、参加者が現れなかった場合は、補助金の交付を受けることができます。

ただし、内覧会実施計画書や内覧会実施報告書の内容から、内覧会の広報及び募集方法等が著しく不適切であると認められる場合等は、募集方法の変更等を求める場合や、交付決定を取り消す場合があります。

Q41 複数の対象住宅の建設について、補助金の申請をすることは可能か。

A41 可能です。ただし、対象住宅1件につき、それぞれ申請を行う必要があります。また、交付決定を受けてから次の対象住宅の申請を行う必要があります。

